

※被相続人が老人ホームに入所していた場合 申請に必要な添付書類等に関する注意事項

申請に際して添付書類等の取得方法などの一例を表に記載しました。不明点は都市計画課までお問合せください。

No	添付書類等	取得方法など	備考
1	被相続人が要介護認定・要支援認定もしくは障害支援区分の認定を受けていたこと若しくは介護保険法施行規則第140条の62の4第2号に該当していたことを証する書類 (例) ・ 介護保険の被保険者証のコピー ・ 障害福祉サービス受給者証のコピー ・ 要介護認定等の決定通知書 ・ 要介護認定等に関する情報を含む老人ホーム等の記録 等	ご自宅や入所していた老人ホーム等にご確認ください	※やむを得ない事情により提出が難しい場合は、都市計画課へご相談ください
2	住居又は施設の名称及び所在地並びに住居又は施設が本制度に規定するものに該当するかを明らかにする書類 (例) ・ 施設への入所時における契約書のコピー 等	ご自宅や入所していた老人ホーム等にご確認ください	※本制度に規定する施設 ①認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる住居 ②養護老人ホーム ③特別養護老人ホーム ④軽費老人ホーム ⑤有料老人ホーム ⑥介護老人保健施設 ⑦介護医療院 ⑧サービス付き高齢者向け住宅 ⑨障害者支援施設 ⑩共同生活援助を行う住居 (①～⑩: それぞれ老人福祉法、介護保険法、高齢者の居住の安定確保に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定されるもの)
3	老人ホーム等入所後から相続開始の直前まで、被相続人が家屋を一定使用し、かつ、事業用、貸付用、被相続人以外の居住用に使用されていないことを証する書類として、いずれか ①電気、水道、ガスの使用中止日(閉栓日、契約廃止日等)を確認する書類(電気・水道・ガスのいずれか1つ) ②被相続人居住用家屋への外出、外泊等の記録(老人ホーム等が所有するもの) ③その他、要件を満たしていることを容易に認めることができる書類	①水道、電気、ガスの使用中止日を確認する書類 「水道」: 狭山市上下水道お客様サービスセンター 「電気、ガス」: 契約事業者へ問合せ <u>閉栓日、契約廃止日等は相続開始日以降のもの</u> ②入所していた老人ホーム等にご確認ください	※やむを得ない事情により①・②の提出が難しい場合は、都市計画課へご相談ください